

令和7年度 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 第4回会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	岸和田市人権尊重のまちづくり審議会（第4回）		
日時	令和8年2月13日（金）午後2時～4時		
場所	岸和田市立男女共同参画センター 講座室2		
出席委員	石元委員（会長）、中川委員（副会長）、富田委員、泉田委員、三森委員、宮前委員、清遠委員、葛迫委員、谷委員、内田委員、阪本委員、三宅委員（以上 12名出席）		
事務局	生嶋市民健康部長、今橋人権・男女共同参画課長、達人権推進担当長、花岡担当員、岡本担当員		
関係者	松本人権教育課長		
傍聴人数	1人		
案件	<p><b>【報告】</b></p> <p>（1）「人権問題に関する市民意識調査」結果について</p> <p>（2）「岸和田市人権施策推進プラン」実績報告について</p> <p>①人権施策推進プランの年間スケジュール</p> <p>②令和7年度実績報告</p> <p><b>【議事】</b></p> <p>（1）令和8年度重点施策について</p>		
配布資料	<p>・次第</p> <p>・岸和田市人権施策推進プラン【冊子】</p> <p>（資料1） 「人権問題に関する市民意識調査」結果について</p> <p>（資料2） 人権施策推進プランの年間スケジュール</p> <p>（資料3） 令和7年度 重点施策</p> <p>（資料4-1） 令和7年度 実績報告書</p> <p>（資料4-2） 令和7年度 実績報告書【評価一覧】</p> <p>（資料5） 令和8年度 重点施策</p> <p>（別紙1） 人権施策推進プラン実績報告等への意見について</p>		

【案件】

(1)「人権問題に関する市民意識調査」結果について

【会長】

それではただいまより第4回岸和田市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。本日は人権問題に関する市民意識調査の結果と令和7年度岸和田市人権推進プランの実績に関する報告を受けた後、令和8年度の重点施策案について審議したいと考えています。皆様よろしくお願ひいたします。まずは、報告の1つ目、人権問題に関する市民意識調査の結果について事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

人権問題に関する市民意識調査の概要を振り返り、回収率について報告。

報告書（案）の審議は書面開催にて実施予定。

【会長】

この資料1と事務局からの説明に関しましてご意見、ご質問がございましたらどうぞお申出ください。

【委員】

追加サンプルの有効回収率が非常に低いですが、原因はあるのでしょうか。

【事務局】

前回調査の結果でも20歳代以下、特に18歳、19歳の回収率につきましては、今回と大体同じような20%以下の回収率となっています。今回は3,000人を対象にしていますが、18歳以上の市民を1歳年齢ごと、均等配分になるように調査票を送付しております。それに合わせて、回収率の非常に低い、18歳、19歳また20代の方につきましては、追加サンプルとして500名を回収数の少ない年代に当てました。具体的には特に割合として低い18歳、19歳から400人。20代については100人抽出しています。

年齢比較をする際に、他の年齢層と比較できるだけの回収数がないと正確な考察ができませんので今回このような調査方法を実施しています。

追加サンプルについて回収率が非常に低いとご指摘いただいておりますが、残念ながら、他市町村の調査におきましても、10代20代の回収率は非常に低い傾向にあり、やはり岸和田市も同じように低い回収率となっております。原因については調査に対して関心が低いことであったり、郵便は見ないといったことが重なり低い回収率になったのではないかと推測します。

#### 【委員】

今後は回収率を上げるために回答しやすい調査票の作成などを考えられているのでしょうか。

#### 【事務局】

この調査は施策を推進するための参考資料として実施するものですので、若年の方にも回答していただきやすい方法については今後考えていきたいと思っております。しかし、今回の調査と次回の調査において、比較検討することも重要ですのでどのように設問等を作成するか、どのように伺うかについては今明確な回答をお示しすることができません。次回調査の際は、検討を重ねたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

今回の回収率についてはかなり良かった数字だと思います。令和7年の9月に他市で実施した調査では27%でした。一昨年、他市で実施した調査でも30%を切っていました。30%を下回るのが最近、よくみられるのですが、今回は39%ですので、かなり良いと考えています。5割、6割の回収率が普通だった時代もあるのですが、最近はこのような調査については難しくなっていると感じています。オンライン回答でも、とりあえずは調査票を郵送しなければなりません。最近市役所から来た郵便物でも怪しまれることが多く、開けてもらえないケースがあります。回収率の問題は非常に深刻な問題となっております。

この4割弱ぐらい回収率だと、例えば3,000人に調査票を配ったとしても、18歳、19歳は大体10件くらいしか集まりません。10件で割合を出しても1人当たりで10%ですから、あまり統計的な信頼度がない数字になります。そのため、標準サンプルを2,500人、追加サンプル500人とし、500人は30歳未満に重点的に配った結果、18歳、19歳という2つの年齢だけで84件回収することができました。84件あれば、割合を算出しても大きな問題がない数字となります。20代は93件の調査票が集まっています。数字だけ見ると、回収率18%は非常に低いですが、調査としてはねらい通り回収できたため、良かったと考えています。

**【委員】**

無作為に抽出されているということですが、本調査の回答において男女の割合はわからないのでしょうか。

**【事務局】**

無作為ではありますが、男女割合については均等になるよう抽出しております。3,000人ですので、1,500人ずつ男女それぞれに送付しており、男女間の差はないようにしております。

**【委員】**

男性と女性で意識に差があるかどうか結果としてまとめられるのでしょうか。

**【事務局】**

性別や年齢別については項目ごとクロス集計などを行います。設問ごとに男女差があるのかどうかといった結果はご報告できると考えております。

**【会長】**

年齢別比較と性別比較は実施しますので、全ての調査項目について男女差があるかどうかは分析いたします。それから回収率でみると、女性の方が回収率が高いです。今回の回収率は、女性が55.6%でした。男性が45.4%でしたので10ポイント

ト程度回答率に差が出ています。

**【委員】**

私も他市町村の意識調査について、ご相談いただくことがありますますがやはり低い  
です。今年度実施した調査でも 32.3%、良くて 35%でした。そのため、39%は高  
いと思いました。また、500 件の追加サンプルについては他市町村にも、提案する  
のですが、予算の都合上実施されないこともあります。岸和田市では実施できてい  
たので 10 代 20 代の回答を回収できたことはよかったと思います。この数年の府  
内の意識調査を見ていますと、差別を受ける人に責任がある、頑張らない人が悪い  
んだというような、自己責任論の傾向が強く見られます。特に 20、30 代の意識傾  
向として強く出ており、人権的にみても非常に憂いているところですので、その辺  
り分析をしていただけたらと思い、意見申し上げます。

**【会長】**

それでは続いて、「岸和田市人権施策推進プラン」の年間スケジュールについて説  
明事を務局からお願いします。

**【事務局】**

①人権施策推進プランの年間スケジュールについて説明

**【会長】**

人権施策推進プランの年間スケジュールについて資料 2 を用いて説明がございま  
した。ご意見ご質問がございましたらどうぞお出してください。

特に無いようですので、次の令和 7 年度実績報告につきまして事務局よりご説明  
をよろしく申し上げます。

【事務局】

②令和7年度実績報告（重点施策、実績の報告）について説明

事前にいただいた質問（別紙1）についても回答

（質問1）

1つの作品で複数の人権課題を取り扱っているものもございましたので、8作品の上映で10個の人権課題についてご覧いただいたため、記載の通りとなっております。

（質問2）

大阪府教育委員会からの同和教育に関する情報提供資料について回答します。大阪府教育委員会からは大阪府人権教育基本方針というものが示されております。また、大阪府基本的推進方向、人権教育リーフレットがあり、こちらについては人権課題に合わせた複数のリーフレットがあります。同和教育に関するリーフレットも6点ほどございます。人権学習のための資料集は、各市町村にDVDが配布されており、同和教育等に関する様々な教材集となっております。

人権教育アーカイブというものもありまして、オンデマンド研修動画を活用することができます。

（質問3）

同和教育の年間計画については、各学校園に、年度初めに人権教育目標を掲げていただき、児童生徒の実態に沿った年間計画を決めていただいています。これは、同和教育だけでなく、様々な人権課題についての年間計画を立てていただいています。同和教育については、小学校は、社会科歴史学習を通して、全国水平社や渋染一揆、身分制度について学習しております。中学校でも同様に、社会科歴史学習を通して全国水平社、解放令、江戸時代の身分制度を学んでおります。また、公民でも、人権三法、平等権を学び同和教育について学習しております。

（質問4）

自転車置き場などの実際の管理につきましては指定管理者が行っています。指定管理者は、安全管理のために、毎日施設の見回りを行っており、その際、落書き等があった場合、担当課に報告しています。もしその落書きが差別落書きに該当する、

もしくは疑いがある場合、人権・男女共同参画課に報告をし、現場保全と、落書きを施設利用者から見えないようにするなどの処理を行っております。

差別落書きについては近年見受けられておりませんので、事例としては0件となっております。ただ落書き自体は頻繁にあり、落書きの防止という点から、今回は評価3としております。

(質問5)

日本語指導が必要な児童数ですが、本市では現時点で130名となっております。令和7年5月1日時点では104名でした。

(質問6)

ハンセン病については中学校公民の教科書で基本的人権の尊重という単元の中で、偏見や差別をなくすためにといった内容を通じて、ハンセン病の学習を実施しております。大阪府から「ハンセン病の向こう側」というパンフレットが、各中学校に配布されており、補助教材として活用しています。

また、大阪府より周知されています人権啓発動画で「ハンセン病と家族の物語」を活用されている学校もあるかと思えます。

(確認7)

岸和田市人権施策推進プラン推進本部職員研修「性的マイノリティの現在と人権教育・啓発の課題」について全体の参加者は102人でございます。ご指摘のある、一部の担当課では参加者2人と記載がありますが、課内における学習機会の提供や研修会の内容を課内で共有するという点を踏まえまして、課内から職員2名が、この研修に参加をしてそれらを実施したという内容になっております。誤記ではなく、意図して記載しております。

(確認8)

差別的な意図はありません。もともと資料4-1のように、実績を記載した資料について主要課題がわかりにくいというご意見を頂戴しておりました。そのため、今回は各人権課題について一目でわかるよう、課題の名称を短縮して記載しております。例えば女性の人権であれば「女性」、子どもの人権であれば「子ども」と表記しております。被差別部落(同和地区)出身者の人権という項目であるため、「被差別部落」などと表記すべきでしたが、「同和」という表現を用いておりました。「同和」

という 2 文字の単語の知識として、1871 年にいわゆる解放令が出されましたが、その後、被差別部落への差別が解消されないということから起こりました、「同胞融和」という運動、もしくはスローガンから、この「同和」という文字が省略されて生まれてきたと認識しております。戦前は同胞融和の融和をとりまして、融和政策、融和運動がありまして、戦後からは、「同和」という使い方をされるようになったと認識しております。

平等をイメージする意味合いを認識として持っておりましたので、「同和」という表現を使用しておりますが、ご指摘の通りその 2 文字で差別的な意味合いを持つのであれば今後改めたいと思います。

#### 【会長】

資料 3、資料 4-1、4-2、事前質問の回答につきましてご質問がありましたらお出しください。

#### 【委員】

1 点目、資料 4-1、17・19 ページの新庁舎について、様々な設備を考えていただいていることはありがたいのですが、聞こえない人が目で見てわかるような情報保障にも取り組んでいただきたいです。以前、福祉総合センターで聞こえない人を中心に、避難訓練を実施しました。その際に、いろいろわかったことがあります。福祉総合センターの場合は、目で見てわかるようなライト（設備）があるとなっておりますが、実際には光が弱く、気がつかなかったという意見がありました。また、なかなか点灯がされない、わかりにくいという課題もありました。そのような当事者の意見が反映されるような設備を考えていただきたいと思います。

2 点目、資料 4-1、20 ページ NO.22 について、youtube の字幕表示機能の仕様変更により字幕表示ができないと記載がありますが、担当課の HP には字幕で見する方法が記載されています。そのため、字幕で見られると勘違いされる方もいるのではないのでしょうか。そのため HP に記載の内容についても改める必要があると思います。

3 点目、資料 4-1、61 ページ NO.97 について、旧優生保護法について、様々な

周知の取り組みを実施いただいておりますが、申請に繋がっているのか、実際の申請件数は何件なのかを知りたいです。申請に繋がっているかどうかもわからないのに評価5になっていることに疑問が残ります。

4点目、資料4-1、93ページ、No.158について、相談窓口を設け様々な相談を受けられていると思いますが、聞こえない人はどうしたらいいのか教えてください。手話、手話通訳、筆談が必要な人、そのような方も多いです。そのような対象者のバリアをなくすような相談しやすい体制が必要だと思っております。また、犯罪を犯してしまった人は社会的孤立になったり、コミュニケーションがとりにくい人、家族関係の問題とか様々な課題を持っておられる人が多いと思います。そのような人が相談を受けやすい環境や体制を作っていただけたらと思います。

#### 【事務局】

1点目、新庁舎の件につきまして、全ての人が利用しやすい庁舎にすることは課題として認識しております。担当課が意見を取りまとめているところですが、諸々の問題で現在新庁舎の計画自体が進んでいない状況です。そのため、意見を取り入れる段階にもなっていないこともあり、今回の実績においても記載できる内容がない状況です。今後、計画が進む中で、様々な方の意見を取り入れるように各課にはお願いしているところではございます。

2点目、担当課のHPでyoutubeでの字幕表示が見られるかのような記載になっており、現状と差が出てしまっていることについては問題であると考えます。事務局から担当課に報告し、現状に即した記載に変更するよう伝えたいと思います。

3点目、旧優生保護法について、一時金の支給などの事務については基本的には大阪府が実施している事業となります。今回、大阪府から、この一時金などの情報について各市町村で広報媒体を用いて周知してほしいと依頼をいただいております。それを受け、担当課で一時金に係る広報を実施するという計画を立て、実施しております。そのため、広報を実施したことに対して評価を5としております。

実際、大阪府から旧優生保護法の対象者が岸和田市に何人いるかは情報の提供を受けておりません。

**【委員】**

申請について、実際の人数がわからないのはその通りだと思います。

1点追加で質問ですが、本件に関しては3つの関係課が対応されていると思います。しかし、課によって、評価が5であったり、4であったり、ばらつきがあるのですが、その違いは为什么呢。

**【事務局】**

各課で広報を実施しているのですが、広報の内容、もしくはその実施方法につきましても、各課で異なります。そのため、課によって差が少々生まれてきます。計画通り取り組めた場合であれば、5という評価をしておりますが、課によっては広報の方法に何らかの不足があったと評価した場合は、評価は下がっている状態です。同じような内容で取り組んだ場合でも、課ごとに感じる効果が違います場合には、点としては下げていく場合がございます。そのため、差が生じております。

最後、4点目について回答いたします。相談窓口についてですが、現状、来られた方が手話通訳が必要であった場合に直ちに対応できるかと申しますとできません。手話通訳に対応できる職員が男女共同参画センターにはいないというのが実情です。ご用意できるものとしては、筆記による相談でございます。もしくはFAXやメールといった方法、チャット機能を利用したオンライン相談といった方法は用意しております。事前にご予約いただけましたら、こちらの方で手話通訳者に依頼し、お越しいただくことは可能でございます。現状としては以上のような体制となっております。

**【委員】**

別紙1の答弁で人権教育、そして同和教育、そして部落問題学習という言葉が使われましたが、それぞれどのように区分、整理されているかをお教えいただきたいです。

**【事務局】**

同和教育については、大阪府の人権教育基本方針をもとに本市で作成している人

権教育基本方針に、反映し部落問題の解決をめざして取り組まれる教育的総称としてとらえ、部落問題学習は学校での、歴史や公民で学ぶさまざまな授業において実施されるものだと考えております。

【委員】

人権教育の中に同和教育が含まれるということでしょうか。

【事務局】

大阪府の人権教育基本方針の中に、同和教育、女性問題、子どもの人権など一つ一つ明記されておりますので、大きくは人権教育の中に含まれております。しかし、同和教育を基本に据えて、様々な人権問題学習に取り組んでいるところです。

【委員】

人権教育というのは今国内にある 17 の人権課題を解決するための教育であります。その中の同和教育というのは、部落問題を解決するための教育というふうに理解してよろしいですか。

【事務局】

はい。

【委員】

そうしましたら、資料 4-1、78 ページ NO.128 ですが、ここでの項目は、同和教育の推進とありますので、部落差別をなくすための教育を進めるにあたって、教職員が一層知識理解を持って子どもたちの指導をすると書いていますが、現在の岸和田市の教職員がこの部落問題を解決するための教育を行うにあたって、課題として挙げられることは为什么呢。そしてそれを解決するために、今後どのような研修をする予定をされていますか、教えていただきたいと思っております。

【事務局】

本市の部落問題の解決に向け、小中学校では、学習指導要領に基づき、部落問題に関する学習、歴史背景をしっかりと学ぶことが大切であると思っております。教職員についても研修をしっかりと実施し、児童生徒への教育を行う必要があると思っております。しかし課題としましては、当事者の方からお話をお聞きしたり、フィールドワークをしたりするような現場学習の機会が少ないですので、今後は力を入れる必要があると感じています。

【委員】

意見と質問がございます。資料 4-1、14 ページ NO.17 にあります様々なバリアの解消とユニバーサルデザインの推進の項目で、令和 8 年度の課題として、「行政文書によっては分量的にやさしい日本語による発信が困難になるケースがあるため、発信方法を検討する必要がある」と記載されています。行政文書によっては、とてもやさしい日本語を使うと長い文章になるという懸念ですが、意見というのは、そこで歩みを止めないで欲しいなというのを申し上げておきたいです。国際親善協会でも冊子を出されているので、まずは学習をしていただきたいと思っております。

次に質問です。資料 4-1、96 ページ No.168 インターネットの問題でモニタリングについてです。岸和田市ではモニタリング事業を開始し、今年度は削除要請の件数は 0 件となっています。昨年からは情報プラットフォーム、いわゆる情プラ法が施行されておりますが、どれぐらいの頻度でこのモニタリングを実施しておられるのでしょうか。また、課題の項目に「検討していく」とありますが、何を検討されているのでしょうか。本当にインターネットの中でさまざまな差別情報が多いですので、そのあたりの市の方向性をお伺いできればと思います。

【事務局】

1 番目のご意見についてですが、市から発行させていただく文章に関しまして、できるだけやさしい日本語を用いるなど、伝わりやすい表現を心がけてまいります。また、文章もできるだけわかりやすい文章となるよう、検討していきたいと思っております。

2点目のご質問について回答いたします。

岸和田市ではモニタリング事業を令和6年4月から実施しております。現在は、毎月1回、月初に実施しております。内容としては、「岸和田市 同和」、「岸和田市 部落」、「岸和田市 外国人」、「岸和田市 障害者」というような、キーワードで検索し、差別的表現がないかどうか検索しております。該当がございましたら削除要請などを行います。差別書き込みだと該当するような書き込みにつきましては今のところ0件です。インターネット上の人権問題というのは、他の人権問題に横断的に関わっている問題かと思えます。部落問題や外国人の人権問題につきましても、このインターネットを使って広がっているというような現状もございますので、これらのモニタリング事業につきましては、今後も継続的に行っていこうと考えております。現状では、回数を増やすことは検討しておりませんが、差別書き込み等が増えてくるようでしたら、回数などを増やすことも検討しなければならないと考えております。

【会長】

それでは次に審議に移りたいと思います。(1) 令和8年度重点施策について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和8年度重点施策の案について説明

【会長】

事務局案についてご意見ございましたらお出してください。

【委員】

内容はとても良いと思います。お願いしたいのは、その方法についてです。2点ございます。1つは聞こえない人と関わる機会をぜひ作っていただきたいです。2つ目は映画上映会がありますが、聞こえない人に関する作品は無いように思います。聞こえない人が登場するような映画を上映していただきたいと思います。例え

ばコンビニなどでも、袋が欲しいとかお箸が欲しいという指差し図があります。聞こえない人に対して、何が必要なのかということを考える人が増えてくれるような研修がいいですね。人権を理解するのに合わせて、方法も考えていただきたいと考えております。他の方から聞いた話ですが、耳が聞こえない高齢者がゲートボールをしているのですが、他の聞こえる人たちから聞こえない人への偏見があるようです。ちゃんとルールを守っているのに、ルールを守っていないとか偏見をもって話されているようです。お互いを理解し合うような機会や触れ合う機会、現状を見てもらうような機会、経験をしていただくような機会をぜひ作っていただきたいと思います。聞こえる人たちも聞こえない人に対してどのように接していいのかわからないという課題もあると思います。

#### 【会長】

事務局案の2つ目ですね、人権課題の当事者との交流の機会づくりということがありますが、ぜひ今のご意見を事務局から人権施策推進本部の幹事会で伝えてください。他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

交流の機会づくりですが、これは最初の1歩ということで非常に大事かと思いますが、交流の機会づくりを交流だけに終わらせず、参画の機会づくりを目指すように、幹事会の方に諮っていただければと思います。当事者のことを決めるのに、やっぱり当事者の意見を聞く。当事者が入った会議や、さまざまな場を作っていくことが重要です。まずは交流でいいと思いますが、参画を目指していくというふうにお伝えいただければと、ご意見申し上げます。

#### 【会長】

それでは今の意見は幹事会でも伝えていただくことということでお願いいたします。以上で議案の審議は終了となりますが、ほかにご意見やご質問はございますか。無いようですので、これで第4回審議会を終了したいと思います。